平成２５年（フ）第１６９６号
横浜市鶴見区佃野町18番31号
債務者　池永　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８０号
横浜市戸塚区汲沢２丁目８番３号
債務者　遠堂　紀之
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３１号
神奈川県茅ヶ崎市高田２丁目９番17号
ニューハイツ大久保１号室
債務者　山下恵津子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２号
熊本県人吉市鶴田町802番地６　コーポベテル202
債務者　野崎　遊心
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第３３号
熊本県人吉市鶴田町802番地６　コーポベテル202
債務者　村山　孝枝
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第８５４号
東京都三鷹市野崎１丁目８番17号フナモトコーポ202
債務者　管野　由紀
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第６９号
千葉県印西市原４丁目１番地２棟316号、開始決定時の住所千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目１番Ｓ―2109号
破産者　戸井田和夫
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９２１号
名古屋市北区楠１丁目815番地の６
破産者　株式会社ファイン
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９７号
札幌市北区屯田４条１丁目５番11号
破産者　道路保全株式会社
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
富山県高岡市井口本江506番地５、前住所富山県高岡市三女子136番地４
破産者　舘　　芳美
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１０１号
愛知県東海市養父町元藪下20番地の４
破産者　株式会社本由
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６号
大阪府東大阪市衣摺５丁目14番４号
破産者　株式会社西丸人形
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８５号
最後の住所兵庫県伊丹市南野２―６―５
破産者　被相続人亡常松正寿相続財産
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３７号
大阪府豊中市原田中１丁目18番３号
破産者　株式会社小原鉄工所
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８９号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番11号京宝ビル３ＦＢ号
破産者　株式会社ｊウォーク
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２号
岡山市南区宮浦742番地１
破産者　株式会社童夢ビルディング
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８８号
東京都西東京市西原町５丁目４番３号
破産者　タカミエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７５号
新潟市西蒲区赤鏥985番地１
破産者　株式会社角産
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部